

鶴田町特定事業主行動計画

(第2次後期計画)

令和3年1月15日
鶴田町長
鶴田町議会議長
鶴田町教育委員会
鶴田町選挙管理委員会
鶴田町代表監査委員
鶴田町農業委員会

I 総論

1. 目的

急速な少子化の進行等にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に成立しました。同法において、国の各府省や地方公共団体等は「特定事業主」として、自らの職員の子どもたちの健やかな育成のための計画（特定事業主行動計画）を策定することとされています。

鶴田町では、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するための「鶴田町特定事業主行動計画」を平成17年4月1日に策定し、平成27年3月31日までの10年間を計画期間として実施してきました。

「次世代育成支援対策推進法」は平成17年度から平成26年度までの10年間の時限法でしたが、有効期限が10年間延長されたことに伴い、本計画は「鶴田町特定事業主行動計画（第2次前期計画）」に引き続く計画として策定します。

職員の皆さん一人一人が、この計画を自分自身に関わるものにとらえ、次世代を担う子どもたちを育成する必要性を強く認識し、それぞれの職場で互いに助け合っていきましょう。

2. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとし、掲げる目標は令和6年度の達成目標とします。

3. 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策に関し、職員に対する研修・講習・情報提供等を実施し、行動計画の内容を周知徹底します。

- (2) 本計画の実施状況については、各年度ごとに、職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直しを図ります。

II 具体的な内容

1. 職員の勤務環境に関する事項

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について、母親となる職員本人だけでなく職員全体への周知徹底を図ります。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。
- ④ 妊娠中の職員に対しては本人の体調を最優先とし、原則として時間外勤務を命じないこととします。

目標：出産・子育て支援休暇の取得率を75%とします

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

- ① 妻が出産する場合の特別休暇（2日間）、育児参加のための特別休暇（5日間）及び年次休暇取得推進について周知徹底を図ります。
- ② 父親が子どもの出生時に休暇を取りやすい環境づくりとして、職場の中での応援体制づくりに努めます。

目標：妻が出産する場合の父親の休暇及び育児参加のための休暇の取得率を100%とします。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ① 育児休業等に関する資料を職員に通知配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図ります。
- ② 育児休業等の取得手続きや経済的な支援等について情報提供を行います。
- ③ 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行います。
- ④ 職員研修等において、育児休業制度等の制度説明を行います。
- ⑤ 育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や課内文書等の送付を行

い、職場情報の共有を図ります。

- ⑥ 復職時における不安解消のため、必要に応じて研修等を実施します。
- ⑦ 職員が安心して育児休業に入れるよう課内の人員配置等によって、仕事の分担の見直しを行います。また、必要に応じて、期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員制度の活用による適切な代替要員の確保に努めます。

目標：男性職員の育児休業取得率を10%とします

目標：女性職員の育児休業取得率を100%とします

(4) 時間外勤務の縮減

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知徹底を図ります。
- ② 定時退庁日を設定し、庁内電子掲示板及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、管理職員による定時退庁の率先垂範を行います。
- ③ 管理職員と人事担当職員の巡回指導による定時退庁の実施徹底を図ります。
- ④ 定時退庁ができない職員が多い部署を人事担当課長が把握し、管理職員への指導の徹底を図ります。
- ⑤ 新規事業が生じる中で、時間外勤務を縮減するために、既存業務について合理化等の見直しを行い、事務の簡素・合理化を推進します。
- ⑥ 勤務時間外における会議・打合せの際は、早出・遅出勤務を活用し時間外勤務の縮減を図ります。
- ⑦ 時間外勤務の縮減のための意識啓発を図ります。

目標：毎週金曜日を定時退庁日に設定します

(5) 年次休暇の取得の促進

- ① 全庁を挙げて、年次休暇の取得しやすい環境整備を図ります。
- ② 幹部会議の場において、年次休暇に関する意識改革を行うなど、年次休暇の取得促進を図ります。
- ③ 管理職員に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させます。
- ④ 各部署の業務計画の策定・周知を徹底し、事務処理の相互応援ができる体制を整備することで計画的な年次休暇の取得促進を図ります。
- ⑤ 子どもの学校行事や長期休業期間等における、年次有給休暇の取得促進を図ります。

目標：全職員の年次休暇取得日数を10日以上にします

(6) 連続休暇等の取得の促進

- ① 月曜日・金曜日と休日を組み合わせた年次有給休暇の取得促進を図ります。
- ② 国民の祝日や夏季休暇とあわせた連続休暇の取得促進を図ります。
- ③ 年1回、年次休暇を利用した1週間のリフレッシュ休暇の取得促進を図ります。
- ④ ゴールデンウィークやお盆期間中の会議を自粛し、連続休暇の取得や家庭、学校、地域の行事参加等のため休暇取得のしやすい環境整備を図ります。
- ⑤ 人事担当部門において休暇取得状況の調査を行い、取得率の低い部署の管理職員に注意喚起を行います。

目標：一週間以上の連続休暇取得職員の割合50%を目指します

(7) 子どもの看護休暇等の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇（年間5日以内）を周知するとともに、突発的な病気や予防接種実施日等の際には100%取得できるような職場の環境を整備します。

目標：子どもの突発的な病気などの際には100%の休暇を目指します

2. その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 来庁者への配慮

子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切、丁寧な対応等のソフト面でのバリアフリーに努めます。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ① スポーツや文化活動など、子育てに役立つ知識や特技を持っている職員や地域の子育て活動に意欲のある職員が、行事や活動に積極的に参加できるよう職場全体で支援します。
- ② 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民の自主的な交通安全運動、防犯活動や非行防止活動へ職員が率先して参加できるよ

う支援します。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるよう配慮します。